

お知らせ

住宅への土砂崩壊による崩落土撤去について

(長南町崩落土砂等撤去費補助金交付要綱)

この度の豪雨により被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

長南町では、令和元年10月25日の豪雨により、山地等の崩壊に起因する住宅敷地へ土砂等が崩落し、生活に支障を来す場合において、土砂等を撤去するものに対し、応急の崩落土撤去を行う費用の一部を助成します。(10月25日以後に崩落土撤去作業を実施したものとします)

1 申請者：居住している住宅敷地内の崩落土等を撤去する者

(対象者) (空き家、農地への崩落は対象外)

2 補助額：土砂等撤去費用の 30% (補助金上限額 30万円)

(保険金を受領した場合は、補助額から保険金を差し引いた額)

(撤去費が5万円に満たない場合は対象外)

3 提出書類

(1) 補助金交付申請書 (別記第1号様式)

添付書類：①見積書の写し又は事業費内訳明細書 (別記第2号様式)

土砂撤去費用の内訳数量等が記載された見積書の写し、

又は機械借り上げ料見積書の写し、事業費内訳明細書

②写真 (土砂撤去工事施工前)

③被災地見取り図

(2) 補助金請求書 (別記第5号様式)

添付書類：①領収書の写し

②写真 (土砂撤去工事施工後)

(3) 申請受付期間

令和元年12月2日から令和2年2月28日まで

※問い合わせ先

長南町役場 産業振興課 46-3397 (直)